

人権尊重都市宣言

わたしたちは
おたがいをおもいやり
ときにはゆずりあい
平和で
人にやさしいまちに暮らしたい

人を
生まれや
女と男のちがいや
障害のある・ないなどで
差別せず
一人ひとりを大切にしたい

わたしたちは、これらの願いを実現するため、
ここに枚方市を人権尊重都市とすることを宣言する。

1993年（平成5年）12月17日

枚 方 市

枚方市人権尊重のまちづくり条例 (前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。

この理念をまちづくりに生かし、あらゆる差別をなくし、一人ひとりを大切にするまちを実現することは、私たちの願いである。

しかしながら、今日もなお、人種、民族、信条、性別、障害、社会的身分等による人権侵害が存在していることも事実である。

人権尊重の機運が国際的に高まる中で、私たち一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやる心豊かな住みよいまち、男女が共同して参画できるまちを築いていくことが、今こそ必要とされている。

そこで、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに本市の人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、私たち一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、ここに、この条例を制定する。

2004年(平成16年)3月15日

枚 方 市

人権教育学習資料 49

生きること

発行 二〇二一年三月

発行者 枚方市・枚方市教育委員会

枚方人権まちづくり協会